

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市自転車競走実施規則 昭和37年12月13日規則第75号 (払戻金及び返還金の交付場所)</p> <p>第80条 競輪場内における払戻金及び返還金の交付は、競輪場内に設ける払戻金及び返還金交付所において行う。</p>	<p>○川崎市自転車競走実施規則 昭和37年12月13日規則第75号 (払戻金及び返還金の交付場所<u>及び時間</u>)</p> <p>第80条 競輪場内における払戻金及び返還金の交付は、<u>競輪の開催日においては、第1競走の車券発売開始以後最終競走終了後30分までに、</u>払戻金及び返還金交付所において、競輪を開催しない日においては、本市の執務開始時限30分後から執務終了時限1時間前までに競輪場内に設ける払戻金及び返還金交付所において行う。</p>
<p>2 臨時場外車券売場における払戻金及び返還金の交付場所は、当該臨時場外車券売場を管理する競輪施行者の定めるところによる。</p>	<p>2 臨時場外車券売場における払戻金及び返還金の交付場所<u>及び時間</u>は、当該臨時場外車券売場を管理する競輪施行者の定めるところによる。</p>